


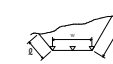
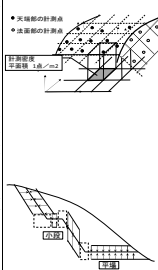
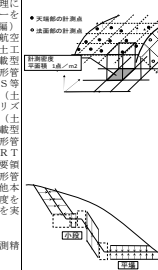
土木工事施工管理基準新旧対照表

現行（平成30年版）	改定案（平成31年版）	改定理由
<p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>施工箇所が点在する工事積算について追記</p>

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)															改定案 (平成31年版)															改定理由		
編	章	節	条	校番	工 種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	校番	工 種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所	摘要					
1	2	3	河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。			1-2-3-2	1	2	3	河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。			1-2-3-2	ICT関連 面管理追加		
							法長θ		θ<5m -200													θ≧5m 法長-4%		θ<5m -200							θ≧5m 法長-4%	
							平均値		個々の計測値													1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法解、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		平均値							個々の計測値	
2	(面管理の場合)	平面		標高較差		±50		±150		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法解、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			1-2-3-2	2	(面管理の場合)	平面		標高較差		±50		±150		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法解、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			1-2-3-2	ICT関連 面管理追加				
		法面(小段含む)		水平または標高較差		±70		±160								水平または標高較差		±70		±160												
		平均値		個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法解、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		平均値								個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法解、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。														
3	(水中部)	(面管理の場合)	平面		標高較差		±50		±300		1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浸食)(案)」、「施工履帯等」を用いた出来形管理要領(河川浸食工事編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			1-2-3-2	3	(水中部)	平面		標高較差		±50		±300		1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浸食)(案)」、「施工履帯等」を用いた出来形管理要領(河川浸食工事編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			1-2-3-2	ICT関連 面管理追加			
			法面(小段含む)		水平または標高較差		±70		±300								水平または標高較差		±70		±300											
			平均値		個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浸食)(案)」、「施工履帯等」を用いた出来形管理要領(河川浸食工事編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		平均値								個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浸食)(案)」、「施工履帯等」を用いた出来形管理要領(河川浸食工事編)(案)」に基き出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。													

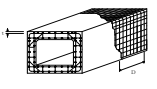
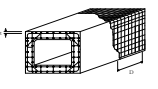
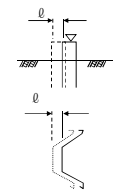
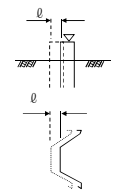
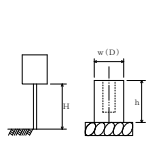
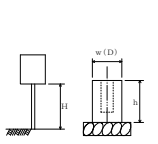
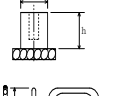
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
1	2	4	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	1	2	4	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長e	e<5m -200 e≧5m 法長-4%										法長e	e<5m -200 e≧5m 法長-4%				
						幅	w	-100									幅	w	-100			
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2					2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2	ICT関連 軟骨I追加
						平場	標高較差 ±50 ±150										平場	標高較差 ±50 ±150				
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ±70 ±160										法面 (軟骨I) (小段含む)	水平または 標高較差 ±70 ±330				

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm			
1	共通編	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所としたし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3	1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所としたし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3			
							法長ℓ	ℓ<5m ℓ≧5m			-100 法長-2%							1-2-4-4	1-2-4-4						
						幅	w ₁ , w ₂	-100																	
2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1-2-4-3																	
		法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			1-2-4-4																	
						平均値	個々の計測値																誤記修正		
1	共通編	2	4	5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	1	2	4	5	1	共通編	2	4	5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm		
1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編)標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける機については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート材料編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編)標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける機については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート材料編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	諸基準類の改定に伴う修正		
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上										かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上						
3	2	3	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4	3	2	3	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4			
						根入長	設計値以上										根入長	設計値以上						
						変位 e	100										変位 e	100						
3	2	3	5		緑石工 (緑石・アスカブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-5	3	2	3	5		緑石工 (緑石・アスカブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等先設方式を用いた出来形管理要領(補設工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化率で測定。	3-2-3-5	ICT関連追加			
3	2	3	6		小型構造物	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6	3	2	3	6		小型構造物	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6			
						基礎	幅 w (D)										-30	基礎1基毎					幅 w (D)	-30
							高さ h										-30							高さ h
根入れ長	設計値以上	根入れ長	設計値以上																					
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。	3-2-3-7	3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7		
							高さ h	-30										高さ h	-30					
						パイプ取付高 H	+30 -20	パイプ取付高 H									+30 -20							




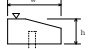
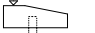

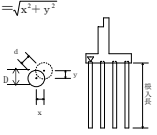
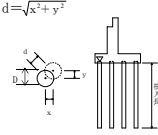
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位: mm
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22		3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22	
						高さ h	-30																
						長さ L	-30																
						段 数	±0段																
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24		3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	用語の統一
						表面の凹凸	3																
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2																
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点		3-2-3-24		3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において横軸方向に各3点計9点		3-2-3-24	用語の統一
						高さ	3	表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下															
						表面の凹凸	3	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点															
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2																
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2																
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5																
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2																
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24		3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	用語の統一
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3																
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26		3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						法長ℓ	-200																
						延長L	-200																
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26		3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						厚さt	-0.2t																
						延長L	-200																
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ<3m -50 ℓ≧3m -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27		3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ<3m -50 ℓ≧3m -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	
						厚さt	-50																
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご 特)	高さh	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27		3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご 特)	高さh	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	
						延長L1, L2	-200																

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
3	2	3	28	1	プレキャストカルパルト工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	3	2	3	28	1	プレキャストカルパルト工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	
						※幅 w	-50															
						※高さ h	-30															
						延長 L	-200															
3	2	3	29	1	側溝工 (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	3	2	3	29	1	側溝工 (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-29	ICT関連追加
						延長 L	-200															
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	
						厚さ t_1, t_2	-20															
						幅 w	-30															
						高さ h_1, h_2	-30															
					延長 L	-200	1施工箇所毎															
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。		3-2-3-29	3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎		3-2-3-29	ICT関連追加
						幅 w_1, w_2	-50															
						深 さ h	-30															
						延長 L	-200															
3	2	3	30		集水樹工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30	3	2	3	30	集水樹工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30		
						※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20															
						※幅 w_1, w_2	-30															
						※高さ h_1, h_2	-30															

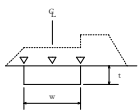
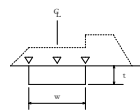
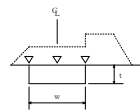
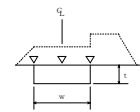
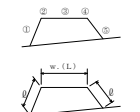
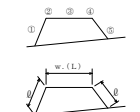
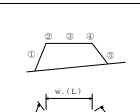
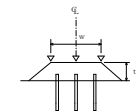
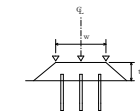
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)														改定案 (平成31年版)														改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要					
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗膜終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-3-31	3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗膜終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-3-31							
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (削ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚さ t ₁ 、t ₂ 延長 L	設計値以上 -30 各構造物の規格値による	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-2-4-1	3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (削ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚さ t ₁ 、t ₂ 延長 L	設計値以上 -30 各構造物の規格値による	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-2-4-1									
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽ 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-2-4-3	3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽ 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 	3-2-4-3	ICT関連追加								
3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽ 延長 L	±30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-2-4-3	3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽ 延長 L	±30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 	3-2-4-3	ICT関連追加								
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽ 根 入 長 偏 心 量 d 傾 斜	±50 設計値以上 D/4以内かつ100以内 1/100以内	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽ 根 入 長 偏 心 量 d 傾 斜	±50 設計値以上 D/4以内かつ100以内 1/100以内	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4									


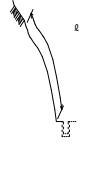
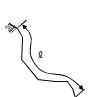
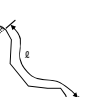
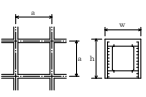
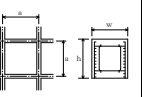
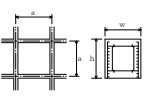
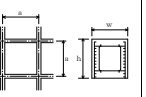
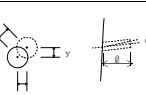
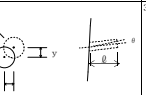
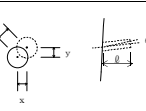
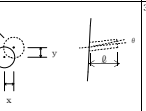
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-3	3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(積岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	ICT関連追加
						法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100															
						厚さ(ブロック積張) t_1	-50															
						厚さ(裏込) t_2	-50															
						延長 L	-200															
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3	3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(積岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	ICT関連追加
						法長 θ	-100															
						延長 L_1, L_2	-200															
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3	3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(積岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	ICT関連追加
						幅 w	-100															
						延長 L	-200															
3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4	3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(積岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	ICT関連追加		
					法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100																
					厚さ(ブロック) t_1	-50																
					厚さ(裏込) t_2	-50																
					延長 L	-200																
3	2	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5	3	2	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(積岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	ICT関連追加		
					法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100																
					厚さ(石積・張) t_1	-50																
					厚さ(裏込) t_2	-50																
					延長 L	-200																

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由				
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm		
3	土木工事共通編	2	7	2	路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の間で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2	3	土木工事共通編	2	7	2	路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の間で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (表層安定処理等・中層地盤改良工事編) (案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ、天端幅 w 、天端延長 L を確認 (実測は不要)。		3-2-7-2	ICT地盤改良を用いた場合の規定を追加		
						施工厚さ t	-50										施工厚さ t	-50						
						幅 w	-100										幅 w	-100						
						延長 L	-200										延長 L	-200						
3	土木工事共通編	2	7	3	置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3	3	土木工事共通編	2	7	3	置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3			
						置換厚さ t	-50										置換厚さ t	-50						
						幅 w	-100										幅 w	-100						
						延長 L	-200										延長 L	-200						
3	土木工事共通編	2	7	4	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w 、(L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法両で行う。		3-2-7-4	3	土木工事共通編	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w 、(L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法両で行う。		3-2-7-4		
						法 長 ℓ	-500											法 長 ℓ	-500					
						天端幅 w	-300											天端幅 w	-300					
						天端延長 L	-500											天端延長 L	-500					
										3	土木工事共通編	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (表層安定処理・中層地盤改良工事編) (案)」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅 w 、天端延長 L を確認 (実測は不要)。		3-2-7-4	地盤改良 (ICT施工の場合) を追加		
																	法 長 ℓ	-500					法 長 ℓ	-500
																	天端幅 w	-300					天端幅 w	-300
																	天端延長 L	-500					天端延長 L	-500
3	土木工事共通編	2	7	5	パイルネット工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5	3	土木工事共通編	2	7	5	パイルネット工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5			
						厚 さ t	-50										厚 さ t	-50						
						幅 w	-100										幅 w	-100						
						延長 L	-200										延長 L	-200						

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年3月)										改定案 (平成31年版)										改定理由		
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
3	2	14	3	共通	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	3-2-14-3	3	2	14	3	共通	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
						φ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。									φ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。			
						φ≥3m	-100											φ≥3m	-100			
						t<5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。										t<5cm	-10		200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。	
						t≥5cm	-20												t≥5cm		-20	
延長 L		-200	1施工箇所毎		延長 L		-200	1施工箇所毎														
3	2	14	4	共通	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	3-2-14-4	3	2	14	4	共通	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
						φ<10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。									φ<10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						φ≥10m	-200											φ≥10m	-200			
						幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。										幅 w	-30		枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						高さ h	-30												高さ h		-30	
枠中心間隔 a		±100	1施工箇所毎		枠中心間隔 a		±100	1施工箇所毎														
3	2	14	4	共通	法枠工 (プレキャスト法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	3-2-14-4	3	2	14	4	共通	法枠工 (プレキャスト法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
						φ<10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。									φ<10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						φ≥10m	-200											φ≥10m	-200			
延長 L		-200	1施工箇所毎		延長 L		-200	1施工箇所毎														
3	2	14	6	共通	アンカー工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	3-2-14-6	3	2	14	6	共通	アンカー工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
						削孔径さ φ	設計値以上	全数									削孔径さ φ	設計値以上	全数			
						配置誤差 d	100											配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度											せん孔方向 θ	±2.5度			

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年3月)														改定案 (平成31年版)														改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要					
7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4	海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-6-4	7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4	海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-6-4	ICT関連追加							
						法長ℓ	ℓ<5m									-100	ℓ×(-2%)											
							ℓ≧5m									ℓ×(-2%)												
						厚さ t	-50																					
						延長 L	-200																					
7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-6-5	7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-6-5	ICT関連追加							
						法長ℓ	ℓ<3m									-50	ℓ×(-2%)											
							ℓ≧3m									-100												
						厚さ t	t<100									-20												
							t≧100									-30												
裏込材厚 t'	-50																											
延長 L	-200																											
7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-8-2	7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-8-2	ICT関連追加							
						幅 w	-50																					
						厚さ t	-10																					
						基礎厚 t'	-45																					
						延長 L	-200																					
7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-9-3	7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-9-3	ICT関連追加							
						幅 w ₁ , w ₂	-30																					
						高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50																					
							高さ h≧3m h ₁ , h ₂ , h ₃									-100												
						延長 L	-200																					
7	河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	4	抛石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり 5点以上測定。		7-2-4-4	7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	4	抛石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり 5点以上測定。		7-2-4-4	ICT関連追加							
							表面均し										±100											
						荒均し	異形ブロック 繋付面 (乱種)の 高さ									±500												
							異形プロッ ク繋付面 (乱種)以 外の高さ									±300												
						被覆 均し	異形プロッ ク繋付面 (乱種)の 高さ									±500												
							異形プロッ ク繋付面 (乱種)以 外の高さ									±300												
						法長 ℓ	-100																					
						天端幅 w ₁	-100																					
天端延長 L ₁	-200																											
7	河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	5	横出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-2-4-5	7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	5	横出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-2-4-5	ICT関連追加							
						延長 L	-500																					

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由	
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	10-2-5-9	10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物 工	9			排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光学方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-5-9	ICT関連追加 管理方法の追加
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所	10-2-5-9												
10 道路 編	2 舗装	7 路 掛 版 工	4		路掛版工 (コンクリート工)	基準高	± 20	1ヶ所/1路掛版	10-2-7-4	10 道路 編	2 舗装	7 路 掛 版 工	4			路掛版工 (コンクリート工)	基準高	± 20	1ヶ所/1路掛版	10-2-7-4	
						各部の厚さ	± 20	1ヶ所/1路掛版	10-2-7-4												
						各部の長さ	± 30	1ヶ所/1路掛版	10-2-7-4												
						(ラバーシュー)	各部の長さ	± 20	全数	10-2-7-4											
						(アンカーボルト)	厚さ	-	全数	10-2-7-4											
						中心のずれ	± 20	全数	10-2-7-4												
アンカー長	± 20	全数	10-2-7-4																		
10 道路 編	2 舗装	9 標 識 工	4	1	大型構識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎	10-2-9-4	10 道路 編	2 舗装	9 標 識 工	4	1	大型構識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎	10-2-9-4		
						高さ h	-30	基礎一基毎	10-2-9-4												
10 道路 編	2 舗装	9 標 識 工	4	2	大型構識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	10-2-9-4	10 道路 編	2 舗装	9 標 識 工	4	2	大型構識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	10-2-9-4		
10 道路 編	2 舗装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	10-2-12-5	10 道路 編	2 舗装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	10-2-12-5		
						延長 L	-200	接続部間毎で全数	10-2-12-5												
10 道路 編	2 舗装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	10-2-12-5	10 道路 編	2 舗装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	10-2-12-5		
						※厚さ $t_1 \sim t_4$	-20		10-2-12-5												
						※幅 w_1, w_2	-30		10-2-12-5												
						※高さ h_1, h_2	-30		10-2-12-5												
10 道路 編	2 舗装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所	10-2-12-6	10 道路 編	2 舗装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所	10-2-12-6		
						高さ h	-30	1ヶ所/1施工箇所	10-2-12-6												

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)										改定案										改定理由	
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準		(参考)
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~P194	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左			○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200		諸基準額の改定に伴う修正
	その他	(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P725		その他	(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P821		諸基準額の改定に伴う修正
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と午後とに1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2013, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	諸基準額の改定に伴う修正										
		単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」(「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	表記統一のための修正 規格値の修正										
		単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」(「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、15kg/m ³ 以内で安定するまでとは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	表記統一のための修正 規格値の修正										

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)									改定案												
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)	改定理由
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○			諸基準の改定に伴う修正
		その他	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6205 (防せい剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェーム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○				その他	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェーム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○			諸基準の改定に伴う修正
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				諸基準の改定に伴う修正
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑥その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要である場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10	5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤片ふくらみの差が鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑥垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要である場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2017年) P6, 8, 9, 10, 55, 56, 85, 95	諸基準の改定に伴う修正			
		必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑥その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押接法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10			必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤片ふくらみの差が鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑥垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押接法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2017年) P8, 9, 10, 11	諸基準の改定に伴う修正			

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)										改定案										改定理由				
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	(参 考)				
12	転圧コンクリート	材料	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P725 [2014年制定]舗装標準示方書 P184	12	転圧コンクリート	材料	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P821 [2014年制定]舗装標準示方書 P184			諸基準額の改定に伴う修正	
19	吹付工	材料	必須 アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57, P71	19	吹付工	材料	必須 アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左						[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57, P71			諸基準額の改定に伴う修正
		その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P725		その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P821			諸基準額の改定に伴う修正		
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203			諸基準額の改定に伴う修正		

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)									改定案									改定理由				
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	(参 考)		
																						19
20	現場吹付法特工	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	20	現場吹付法特工	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200	のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71		諸基準額の改定に伴う修正
		その他	「JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く」	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規格集 (JIS規格集) P725			その他	「JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く」	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198	[2018年制定]コンクリート標準示方書 規格集 (JIS規格集) P821		諸基準額の改定に伴う修正
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-F502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71			施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-F502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71		諸基準額の改定に伴う修正

品質管理基準新旧対照表

工 程	種 別	現 行 (平成30年3月)							工 程	種 別	改 定 案							改定理由			
		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認			適用基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準	(参考)
26 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合を除く)	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合を除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200	諸基準類の改定に伴う修正		
		その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P225		その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P821	諸基準類の改定に伴う修正
		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-G502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕梁(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-G502-2013, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕梁(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
		単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		[レディミキストコンクリートの品質確保について](平成15年10月2日)		単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以下の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		[レディミキストコンクリートの品質確保について](平成15年10月2日)	表記統一のため修正 規格値の修正				

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)										改定案										改定理由			
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準		(参 考)		
27 薄工コ ンクリ ート (NATO)	材 料	必 須	アルカリ骨材反応 対策	「アルカリ骨材反応 抑制対策について」 (平成14年7月3 1日付け国官技第1 12号、国港環第3 5号、国空建第78 号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工 事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった 場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P38, P69, P193~194	27 薄工コ ンクリ ート (NATO)	材 料	必 須	アルカリ骨材反 応抑制対策	「アルカリ骨材反 応抑制対策につい て」(平成14年 7月31日付け国 官技第112号、 国港環第35号、 国空建第78 号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工 事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった 場合。			[2017年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P37, P68, P199~P200		諸基準類の改定に伴う修正		
			その他	純混ぜ水の水質試 験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以 内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日 で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外 の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P192				その他	純混ぜ水の水質試 験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以 内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日 で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水 質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外 の水の規定に適合するものとする。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P198	[2018年制定]コンクリート標準示方書 規 準編 (JIS規格集) P821		諸基準類の改定に伴う修正
			施工	必須	単位水量測定	「レディーミキスト コンクリートの品質 確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計± 15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施 工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計± 15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場 合は、水量変動の原因を調査し、生コン 製造者に改善を指示し、その運搬車の生 コンは打設する。その後、配合設計± 15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3 台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える 場合は、生コンを打込まずに、持ち帰ら せ、水量変動の原因を調査し、生コン製 造業者に改善を指示しなければなら ない。その後の全運搬車の測定を行い、配 合設計±20kg/m3以内になることを確認 する。更に、配合設計±15kg/m3以内で 安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単 位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合 は1回に限り試験を実施することができ る。再試験を実施したい場合は2回の測 定結果のうち、配合設計との差の絶対値 の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重 要構造物の場合は重要度に応じて100m3 ~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品 質変化が認められたときとし、測定回数 は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材 の最大寸法が20mm~25mmの場合は 175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本 とする。				「レディーミキストコンクリートの品質 確保について」(平成15年10月2 日)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキスト コンクリート単位 水量測定要領 (案)(平成16年3 月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計± 15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施 工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計± 15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場 合は、水量変動の原因を調査し、生コン 製造者に改善を指示し、その運搬車の生 コンは打設する。その後、配合設計± 15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3 台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、15kg/m3以内で安定するまで とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観 測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える 場合は、生コンを打込まずに、持ち帰ら せ、水量変動の原因を調査し、生コン製 造業者に改善を指示しなければなら ない。その後の配合設計±15kg/m3以内 になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超 えた場合は1回に限り再試験を実施する ことができる。再試験を実施した場合は 2回の測定結果のうち、配合設計との差 の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重 要構造物の場合は重要度に応じて100m3 ~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品 質変化が認められたときとし、測定回数 は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材 の最大寸法が20mm~25mmの場合は 175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本 とする。	「レディーミキストコンクリートの品質 確保について」(平成15年10月2 日)		表記統一のため修正 規格値の修正
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐 久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまた がる場合は、事前に1回コンクリート打 設前に行い、その試験結果が塩化物総量 の規制値の1/2以下の場合は、午後の試 験を省略することができる。(1試験の 測定回数は3回とする)試験の判定は3回 の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂 の塩化物イオン含有率試験方法」(JSC C 502-2013, 503-2007)または設計図書 の規定により行う。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P197~198			塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまた がる場合は、事前に1回コンクリート打 設前に行い、その試験結果が塩化物総量 の規制値の1/2以下の場合は、午後の試 験を省略することができる。(1試験の 測定回数は3回とする)試験の判定は3回 の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂 の塩化物イオン含有率試験方法」(JSC C 502-2018, 503-2018)または設計図書 の規定により行う。	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P203		諸基準類の改定に伴う修正					
			施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P211			施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測 定	0.2mm	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび 割れ発生状況の調査」を実施する。	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P216		ひび割れ発生状況の調査基準を追記					
28 吹付け コンクリ ート(NATO)	材 料	必 須	アルカリ骨材反応 対策	「アルカリ骨材反応 抑制対策について」 (平成14年7月3 1日付け国官技第1 12号、国港環第3 5号、国空建第78 号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工 事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった 場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P38, P69, P193~194	28 吹付け コンクリ ート(NATO)	材 料	必 須	アルカリ骨材反 応抑制対策	「アルカリ骨材反 応抑制対策につい て」(平成14年 7月31日付け国 官技第112号、 国港環第35号、 国空建第78 号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工 事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった 場合。			[2017年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P37, P68, P199~P200		諸基準類の改定に伴う修正		
			その他	純混ぜ水の水質試 験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以 内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日 で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外 の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P192				その他	純混ぜ水の水質試 験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以 内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日 で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水 質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外 の水の規定に適合するものとする。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施 工編 P198	[2018年制定]コンクリート標準示方書 規 準編 (JIS規格集) P821		諸基準類の改定に伴う修正

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)										改定案										改定理由			
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準		(参考)		
28 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリート」を使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P725	28 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリート」を使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P821	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P821		諸基準類の改定に伴う修正
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後と異なる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198~199	コンクリートの打設が午前と午後と異なる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。				[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	諸基準類の改定に伴う修正									
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7--3本、φ28--3本、)とする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P298 トンネル標準示方書【山岳工法編】・同解説 2006 P237	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7--3本、φ28--3本、)とする。				[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P306~307 トンネル標準示方書【山岳工法編】・同解説 2006 P237	諸基準類の改定に伴う修正									
36 溶接工	施工	必須	引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	○	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460	36 溶接工	施工	必須	引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	○	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成29年11月 P535, 536	諸基準類の改定に伴う修正					
			衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	○	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成24年3月 P459, 460				道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成29年11月 P535, 536	諸基準類の改定に伴う修正										
			非破壊試験: 開先溶接	「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数: 試験片継手全長	○	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 473, 478				「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験一技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成29年11月 P536, 549, 559	諸基準類の改定に伴う修正									
			マクロ試験: すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状: 「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数: 1	○	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460				「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数: 1	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成29年11月 P535, 536, 537	諸基準類の改定に伴う修正									

